高山市告示第１０３号

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４第１項及び同法第４９条の７第１項の規定に基づく指定緊急避難場所及び指定一般避難所の指定を行ったので、同法第４９条の４第３項及び第４９条の７第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年１０月１日

高山市長　　田　中　　明

新たに指定する指定緊急避難場所及び指定一般避難所

施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類						想定収容人数（人）
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
飛騨高山まちの博物館	高山市上一之町７５番地	○	○	○		○		９５